

(証券コード 2901)

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
石垣食品株式会社
代表取締役社長 小西 一幸

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本年は当日のご来場を見合わせ、書面にて議決権を行使することを強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）4階 Room 4

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

-
- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、及び感染症の対応のため株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）に内容を開示いたします。
- ◎感染症の対応のため、株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業基盤及び資本政策について、強化及び機動的な実行を実現するために、現行定款第1条（発行可能株式総数）、第14条（招集権者および議長）及び第22条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（条文省略） （発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,200</u>万株とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会 （招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集しその議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集しその議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（現行どおり） （発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4,000</u>万株とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会 （招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会において定めた取締役</u>が招集しその議長となる。ただし、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集しその議長となる。<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は任期満了となること、経営体制の刷新を行うことを目的に、新任4名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	いし がき ひろ よし 石 垣 裕 義 (1961年12月12日生)	1985年4月 当社入社 1989年11月 当社営業部長就任 1990年6月 当社取締役就任 1992年6月 当社常務取締役就任 1998年6月 当社代表取締役社長就任 2005年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長就任 (現任) 2017年10月 株式会社新日本機能食品 取締役就任 (現任) 2020年6月 当社代表取締役会長就任 (現任)	696,500株
2	こ にし かず ゆき 小 西 一 幸 (1975年2月7日生)	1997年4月 当社入社 2017年9月 ブックオフコーポレーション株式会社入社 2018年10月 当社経理総務部長就任 2019年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2020年6月 株式会社新日本機能食品 代表取締役副社長就任 (現任)	1,000株
3	しん ぜ 辛 澤 (1965年3月21日生)	2013年6月 香 港 BMI Hospitality Services Limited (現・GX PARTNERS CO., LIMITED) 董事就任 (現任) 2015年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任 (現任)	4,369,000株
4	こ いけ さとし 小 池 聡 (1959年12月30日生)	1983年4月 株式会社電通国際情報サービス入社 1996年4月 isi電通アメリカ取締役副社長就任 1997年10月 isi電通ホールディングス副社長兼CFO就任 1997年10月 Netyear Group, Inc. 代表取締役CEO就任 1998年11月 株式会社ネットエイジ取締役就任 1999年7月 ネットイヤーグループ株式会社 代表取締役社長就任 2004年1月 ネットエイジグループ株式会社 (現ユナイテッド株式会社)代表取締役就任 2010年10月 ベジタリア株式会社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2012年4月 日本経済大学 経営学部教授就任 2013年3月 株式会社イーラボ・エクスペリエンス 取締役就任 (現任) 2015年6月 ウォーターセル株式会社 取締役就任 (現任) 2015年10月 エス・アイ・ピー株式会社取締役就任(現任) 2017年3月 ベジタリアファーム株式会社 代表取締役就任 (現任)	—

5	わん じゅ ろん 王 智 栄 (1969年6月23日生)	1991年9月 中国水利部水電科学研究所入所 1998年3月 中国質量検査総局入局 2015年9月 中国天津市檢驗檢疫局局長就任 2018年10月 中国檢驗檢疫協会副会長就任 (現任) 2018年10月 中国消費品品質安全促進会副理事長就任 (現任)	—
6	みき もと よし 幹 元 慶 (1961年12月29日生)	1991年8月 株式会社prosper入社 1994年4月 東亜実業株式会社設立、代表就任 2007年10月 上海安美途融資租賃有限公司設立 顧問就任 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は小池聡氏、王智栄氏及び幹元慶氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者小池聡氏、王智栄氏及び幹元慶氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者小池聡氏は、複数の企業の創業や、経営者としての職務に当たられてきた豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営にいかして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
6. 候補者王智栄氏は、中国において役職員を歴任し、中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを当社の経営にいかして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
7. 候補者幹元慶氏は、日本及び上海で企業を設立されるなど、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして頂きたいため、社外取締役候補者としております。
8. 候補者小池聡氏は、複数の企業における創業や経験者としての豊富な経験と知見を有しておられることをいかし、当社において、主に、事業推進や会社経営に関して、幅広いご意見を頂けることを期待しております。
9. 候補者王智栄氏は、中国において役職員を歴任し、中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることをいかし、当社において、主に、中国ビジネスに関して、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待しております。
10. 候補者幹元慶氏は、日本及び上海で企業を設立されるなど、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることをいかし、当社において、主に、日本及び中国におけるビジネスに関して、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待しております。
11. 当社は、候補者王智栄氏及び幹元慶氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役2名が退任すること及びコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あな い かつ のり 穴井 克宜 (1957年2月6日生)	1979年4月 大分県警察採用 2009年3月 大分県警察豊後高田警察署長就任 2013年3月 大分県警察佐伯警察署長就任 2016年3月 大分県警察大分中央警察署長就任 2017年4月 株式会社トキハ理事就任(現任)	—
2	やま だ なが まさ 山田 長正 (1977年7月18日生)	2003年10月 弁護士登録 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所 2011年1月 山田総合法律事務所開設 代表就任(現任) 2013年4月 中小企業診断士登録	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は穴井克宜氏及び山田長正氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者穴井克宜氏及び山田長正氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令順守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを当社の経営にいかして頂きたいため監査等委員である社外取締役候補者としております。
6. 候補者山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして頂きたいため監査等委員である社外取締役候補者としております。
7. 候補者穴井克宜氏には、大分県警察の警察署長を歴任した経験をいかし、当社において、主に法令順守に関する経験と知見をいかして、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待しております。
8. 候補者山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性をいかし、当社において、主に、法律の専門家として、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待しております。
9. 当社は、候補者穴井克宜氏及び山田長正氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前連結会計年度終盤から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を通期で受けることとなり、2020年4月に1度目の緊急事態宣言が発令され大幅に悪化、5月の宣言解除後は各種政策の効果から持ち直しの傾向も見られたものの、2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発令、2021年4月にも3度目の緊急事態宣言が発令されるなど、回復が見通しにくい先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、飲料事業においては麦茶について大規模プロモーションに参加する等の販促策によりブランド露出を図ること、主力商品の一翼に育ったごぼう茶に次ぐ当社グループの生産設備とノウハウを活用できる新商品の開発・投入、既存の商材や製造設備、技術、販売先にこだわらない新商品の投入による販売チャネルの拡大を図ることを目指してまいりました。珍味事業においてはビーフジャーキーの中国国内市場向け販売の開始や、商品規格の見直しやパッケージリニューアル等で新規取扱先の開拓を図ることを目指しました。インターネット通信販売事業においては、前連結会計年度から実施して効果が現れ始めた商品登録や価格設定の見直しによる採算改善を継続して行うことを目指してまいりました。外食店舗事業においては前連結会計年度に減損損失を計上するなど既に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け始めていましたので事業の継続について検討を行ってまいりました。

これらの結果、売上高2,852百万円（前連結会計年度比8.6%増）、営業損失94百万円（前連結会計年度は営業損失144百万円）となりました。

経常損益は、営業外収益としてインターネット通信販売事業に係るキャッシュレス消費者還元事業等の補助金収入16百万円が計上されたものの、営業外費用として第三者割当増資に伴って株式交付費37百万円を計上し、また、第三者割当増資を行うべく新株予約権を買い戻し償却したために繰延資産に計上していた株式交付費の残額を一括償却することとなり計上された株式交付費償却12百万円等の負担が重く、経常損失138百万円（前連結会計年度は経常損失151百万円）となりました。

最終損益は、特別利益として外食事業からの撤退に伴う子会社株式売却益20百万円及び代表取締役会長である石垣裕義氏からの債務免除益17百万円を計上したこと、前期に計上された減損損失がなくなったこと等により親会社株主に帰属する当期純損失108百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失476百万円）と、前連結会計年度に比べれば大幅な赤字縮小となりました。

なお、単独の業績につきましては、売上高342百万円（前期比3.2%減）、営業損失78百万円（前事業年度は営業損失68百万円）、経常損益は営業外費用として株式交付費37百万円を計上したこと等により前事業年度より大幅に悪化して経常損失135百万円（前事業年度は経常損失76百万円）となりました。最終損益は、特別利益として債務免除益17百万円、特別損失として外食事業からの撤退のため外食子会社株式を売却したことに伴う子会社株式売却損20百万円及び課徴金6百万円を計上したこと、前期に計上された関係会社株式評価損がなくなったこと等により当期純損失146百万円（前事業年度は当期純損失480百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 飲料事業

飲料事業においては、麦茶については新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、プロモーション活動が実施できず、また、取引先との商談が行えないことから市場からの情報が吸い上げられず新商品の開発を行うことができませんでした。麦茶は一般消費者向けの小売店での販売が主力ではありますが、飲食店など業務利用向けの需要もあり、業務用商品は減収となりました。前連結会計年度に参入した介護・医療市場向けの新商品は、利益率も高く、通期での業績寄与を期待しておりましたが、外部販売先が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から顧客である介護・医療の現場への営業活動を行うことができなくなり、売上もほとんど上がりませんでした。利益率の高いごぼう茶は、他社競合商品の営業攻勢がますます強まり、取扱店舗が減少、大幅な減収となりました。杜仲茶は夏にテレビの健康番組で取り上げられた影響から取扱店舗が増えるなど大幅な増収となりましたが、そもその売上比率が小さいため業績全般に与える効果は大きくありませんでした。

これらの結果、売上高145百万円（前連結会計年度比3.7%減）、営業損失1百万円（前連結会計年度は営業利益1百万円）となりました。

② 珍味事業

珍味事業のビーフジャーキーは、中国市場向けの販売については、ようやく日本企業の中国店舗向けの供給が決まったものの、生産開始が2021年3月、販売開始が2021年4月となり、当連結会計年度の業績には寄与しませんでした。また、一部商品の刷新を行ったものの業績の寄与にまでは至りませんでした。加えて、前連結会計年度は増量キャンペーンを行っていた時期に当連結会計年度は行わなかったことも影響し、減収となりました。

これらの結果、売上高195百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業損失4百万円（前連結会計年度は営業損失1百万円）となりました。

③ インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業においては、商品登録方法の改善が功を奏したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から一般消費者のインターネット通信販売利用が大幅に増加したことが大きく影響し、大幅に増収いたしました。損益面では、価格設定方法の変更が業績改善に寄与したものの、運送費用や出荷作業の外注費用が増えたことから大幅な採算改善には至りませんでした。前連結会計年度に減損損失を計上したことで年間52百万円計上していたのれん償却費がなくなったことが採算を改善させております。

これらの結果、売上高2,499百万円（前連結会計年度比25.9%増）、営業利益24百万円（前連結会計年度は営業損失44百万円）となりました。

④ 外食店舗事業

外食店舗事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を甚大に受け、グループ全体の継続性を脅かす状況にまで至ったことから、第2四半期連結会計期間において撤退することとなりました。当連結会計年度に計上される営業成績は第1四半期連結会計期間におけるもののみですが、2020年4月に緊急事態宣言が発出されるなど店舗の営業を行うことがほとんどできない中、固定費用の負担が大きく、大幅な減収、営業損失拡大となりました。

これらの結果、売上高9百万円（前連結会計年度比96.8%減）、営業損失28百万円（前連結会計年度は営業損失16百万円）となりました。

⑤ その他

その他の事業においては、業務用ナルト、だしのもとともに増収となり、採算も改善したことから、売上高2百万円（前連結会計年度比6.9%増）、営業利益0百万円（前連結会計年度は営業損失0百万円）となりました。

事業別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
飲 料 事 業 麦 茶 ・ 健 康 茶	145,725	5.1%	96.3%
珍 味 事 業 ビ ー フ ジャ ー キ ー	195,451	6.9	98.7
インターネット通信販売事業 インターネット通信販売	2,499,199	87.6	125.9
外 食 店 舗 事 業 外 食 店 舗	9,353	0.3	3.2
そ の 他 乾 燥 ナ ル ト ・ だ し の も と	2,940	0.1	106.9
合 計	2,852,670	100.0	108.6

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

2021年3月29日に新株式を発行し、450,007千円を資金調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2020年7月31日付で、当社は、連結子会社であった株式会社エムアンドオペレーションの株式すべて153株を6,375千円で売却したため、同社は連結対象子会社ではなくなりました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第61期 2018年3月期	第62期 2019年3月期	第63期 2020年3月期	第64期 (当期) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	1,389,490	2,721,223	2,627,670	2,852,670
経 常 損 益 (千円)	10,896	△219,207	△151,204	△138,396
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	△97,060	△315,195	△476,999	△108,501
1株当たり当期純損益	円 銭 △24.81	円 銭 △49.09	円 銭 △68.21	円 銭 △15.28
総 資 産 (千円)	1,541,211	1,451,967	755,815	1,082,693
純 資 産 (千円)	256,202	160,207	△286,880	45,337
1株当たり純資産額	円 銭 47.14	円 銭 23.72	円 銭 △40.78	円 銭 3.96

- (注) 1. 第61期は、飲料事業と珍味事業に改善は見られなかったものの、インターネット通信販売事業会社の子会社化により、大幅な増収となりました。
2. 第62期は、インターネット通信販売事業会社の業績が通期で寄与することとなったことから大幅な増収となりましたが、赤字となりました。
3. 第63期は、特別損失として減損損失や過年度決算訂正関連費用の計上されたことにより、大幅な赤字となりました。
4. 当期(第64期)の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第61期 2018年3月期	第62期 2019年3月期	第63期 2020年3月期	第64期 (当期) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	386,585	370,176	353,259	342,047
経 常 損 益 (千円)	△40,750	△79,294	△76,982	△135,567
当 期 純 損 益 (千円)	△98,468	△101,874	△480,111	△146,437
1株当たり当期純損益	円 銭 △25.17	円 銭 △15.87	円 銭 △68.70	円 銭 △20.62
総 資 産 (千円)	507,175	540,458	247,994	590,206
純 資 産 (千円)	255,262	372,669	△56,257	246,047
1株当たり純資産額	円 銭 47.34	円 銭 55.17	円 銭 △8.14	円 銭 21.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業
株式会社新日本機能食品	50,000千円	51.0%	インターネット通信販売事業

(注) 当社は、2020年7月31日に株式会社エムアンドオペレーションの株式すべてを譲渡したため、当連結会計年度末において連結対象子会社ではありません。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度まで8期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティの促進等による営業活動の改善、資本・業務提携を締結したベジタリア株式会社との商品開発や営業展開における協業等により事業採算の改善を図ってまいります。

加えて珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や新任取締役候補者とのコネクションを活かした事業活動を行ってまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
成田空港工場 千葉県香取郡多古町飯笹782番地9

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8(7)名	△2(+1)名	48.6歳	20.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社ゼンファンデックス	88,489千円
株式会社りそな銀行	16,737

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,437,300株
- ③ 株主数 3,504名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
辛 澤	4,369千株	38.2%
石 垣 裕 義	696	6.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	403	3.5
株式会社石垣共栄会	338	3.0
石 垣 靖 子	209	1.8
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	112	1.0
井 上 絵 美	100	0.9
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	84	0.7
志 村 孝 史	81	0.7
張 本 進	64	0.6

(注) 持株比率は自己株式(1,779株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2021年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石垣裕義	株式会社新日本機能食品取締役 ウェイハン石垣食品有限公司董事長
代表取締役社長	小西一幸	株式会社新日本機能食品代表取締役副社長
取締役	鈴木晃	成田空港工場長
取締役(監査等委員)	大倉宏治	株式会社新日本機能食品監査役 株式会社GLOBAL代表取締役
取締役(監査等委員)	砂越豊	株式会社遊無有代表
取締役(監査等委員)	早船光昭	株式会社塞輝代表取締役

- (注) 1. 取締役砂越豊氏及び早船光昭氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木晃氏は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において取締役に選任されました。
3. 取締役(監査等委員)大倉宏治氏、砂越豊氏及び早船光昭氏は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において取締役(監査等委員)に選任されました。
4. 当社は取締役砂越豊氏及び早船光昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、大倉宏治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役(監査等委員)片平亮太氏、杉山直人氏及び中野陽介氏は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補するものである。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、填補されない。当該保険契約は、現職の取締役が再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとし、新たに就任した取締役全員も被保険者として、2021年7月1日に契約の更新を予定しております。なお、当該保険の保険料は、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社が全額負担をしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております（ただし使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役である石垣裕義及び小西一幸が審議し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の

評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	12,384千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 （4）	5,650 （4,300）
合 計	10	17,584

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）3名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を含んでいるためであります。
 3. 取締役の報酬は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬としております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

砂越豊氏は、株式会社遊無有の代表を兼職しております。なお、当社と株式会社遊無有との間に重要な取引その他の関係はありません。

早船光昭氏は、株式会社塞輝の代表取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社塞輝との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員） 砂 越 豊	15回	100.0%	15回	100.0%
取締役（監査等委員） 早 船 光 昭	15	100.0	15	100.0

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- a. 取締役（監査等委員）砂越豊氏は、当事業年度の取締役会には15回中15回、監査等委員会には15回中15回に出席し、株式公開プロジェクトの責任者として複数社の公開実現に携われるなど会社管理業務に関して持たれる豊富な経験と幅広い見識を活かした発言・提言を行っております。特に、2020年4月に発生した当社の不適切会計に係る証券取引所からの改善措置について積極的に意見を頂き、重要な役割を果

たしております。

- b. 取締役（監査等委員）早船光昭氏は、当事業年度の取締役会には15回中15回、監査等委員会には15回中15回に出席し、長年にわたり経営コンサルティング会社の代表取締役として経営に当たられた経験から持たれる豊富な経験と幅広い見識を活かした発言・提言を行っております。特に、2021年3月に行った第三者割当増資等については、M&Aの経験等から積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

仁智監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,750千円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,750千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見

を徹しこれを尊重するものとする。

- ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	878,686	流 動 負 債	584,542
現 金 預 金	500,892	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	199,471
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	173,688	1年内返済予定の長期借入金	266,453
商 品 及 び 製 品	170,263	短 期 借 入 金	19,100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	19,930	リ ー ス 債 務	1,535
そ の 他	13,915	未 払 法 人 税 等	5,816
貸 倒 引 当 金	△3	賞 与 引 当 金	3,487
固 定 資 産	204,006	未 払 金	54,245
有 形 固 定 資 産	328	そ の 他	34,432
建 物 及 び 構 築 物	0	固 定 負 債	452,813
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	446,059
土 地	0	リ ー ス 債 務	3,941
そ の 他	328	そ の 他	2,812
無 形 固 定 資 産	4,491	負 債 合 計	1,037,356
ソ フ ト ウ ェ ア	4,491	純 資 産 の 部	
そ の 他	0	株 主 資 本	59,379
投 資 其 他 の 資 産	199,186	資 本 金	816,169
投 資 有 価 証 券	179,825	資 本 剰 余 金	569,462
そ の 他	19,361	利 益 剰 余 金	△1,325,469
		自 己 株 式	△782
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△14,041
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△31,710
		為 替 換 算 調 整 勘 定	17,668
資 産 合 計	1,082,693	純 資 産 合 計	45,337
		負 債 純 資 産 合 計	1,082,693

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,852,670
売 上 原 価	1,866,275
売 上 総 利 益	986,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,080,762
営 業 損 失	94,367
営 業 外 収 益	21,693
営 業 外 費 用	65,722
経 常 損 失	138,396
特 別 利 益	
子 会 社 株 式 売 却 益	20,881
債 務 免 除 益	17,900
特 別 損 失	
課 徴 金	6,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	105,615
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,886
当 期 純 損 失	108,501
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	108,501

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	591,165	344,459	△1,216,967	△782	△282,125
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	225,003	225,003			450,007
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△108,501		△108,501
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	225,003	225,003	△108,501	—	341,505
当 期 末 残 高	816,169	569,462	△1,325,469	△782	59,379

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△24,624	18,605	△6,018	1,264	△286,880
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					450,007
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△108,501
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△7,086	△936	△8,022	△1,264	△9,287
当 期 変 動 額 合 計	△7,086	△936	△8,022	△1,264	332,217
当 期 末 残 高	△31,710	17,668	△14,041	—	45,337

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結注記表

(1) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度まで8期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティの促進等による営業活動の改善、資本・業務提携を締結したベジタリア株式会社との商品開発や営業展開における協業等により事業採算の改善を図っております。

加えて珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や新任取締役候補者とのコネクションを活かした事業活動を行っております。

インターネット通信販売事業は黒字化を果たしましたが、更なる増収に向けた活動と、負担の大きい外部委託費用の圧縮による採算改善に努めてまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

(2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

株式会社新日本機能食品、ウェイハン石垣食品有限公司

なお、株式会社エムアンドオペレーションについては、所有株式のすべてを売却したため連結子会社でなくなりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日本機能食品の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結会計年度末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

①繰延資産の会計処理は、支出時に費用処理する方法を採用しております。

(追加情報)

従来は株式交付費を新株予約権の権利行使期間で定額法により償却しておりましたが、当連結会計年度においては、支出時に全額費用処理しております。これは、当連結会計年度の株式交付においては新株予約権の発行が行われず、将来の期間に効果が及ばないと考えているためです。

なお、当連結会計年度の株式交付費は37,212千円で営業外費用として処理しております。

②消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(4) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

投資有価証券(時価のない有価証券) 100,000千円

(5) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 268,688千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

定期預金 10,000千円

(2)担保に係る債務

長期借入金 70,036千円

(6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,437,300株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(7) 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	500,892	500,892	—
(2) 受取手形及び売掛金	173,688	173,688	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	79,825	79,825	—
資産計	754,405	754,405	—
(1) 支払手形及び買掛金	199,471	199,471	—
(2) 未払金	54,245	54,245	—
(3) 短期借入金	19,100	19,100	—
(4) 長期借入金 (※)	712,513	670,459	△42,054
負債計	985,330	943,276	△42,054

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	100,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(8) 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3円96銭
2. 1株当たり当期純損失	15円28銭

(9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	484,496	流 動 負 債	110,429
現 金 預 金	327,841	支 払 手 形	5,702
受 取 手 形	84	買 掛 金	5,202
売 掛 金	49,273	1年内返済予定の長期借入金	15,175
商 品 及 び 製 品	24,712	役 員 短 期 借 入 金	19,100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,553	賞 与 引 当 金	1,723
前 渡 金	57,742	未 払 金	52,893
そ の 他	11,288	未 払 費 用	2,267
固 定 資 産	105,710	前 受 金	176
有 形 固 定 資 産	0	未 払 法 人 税 等	5,574
建 物	0	そ の 他	2,613
機 械 及 び 装 置	0	固 定 負 債	233,729
そ の 他	0	長 期 借 入 金	106,788
無 形 固 定 資 産	0	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	123,000
投 資 そ の 他 の 資 産	105,709	そ の 他	3,941
投 資 有 価 証 券	100,000	負 債 合 計	344,159
関 係 会 社 出 資 金	0	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	1,099	株 主 資 本	246,047
差 入 保 証 金	4,610	資 本 金	816,169
		資 本 剰 余 金	569,462
		資 本 準 備 金	516,169
		そ の 他 資 本 剰 余 金	53,293
		利 益 剰 余 金	△1,138,801
		利 益 準 備 金	440
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,139,242
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,139,242
		自 己 株 式	△782
		純 資 産 合 計	246,047
資 産 合 計	590,206	負 債 純 資 産 合 計	590,206

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		342,047
売 上 原 価		221,848
売 上 総 利 益		120,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		198,428
営 業 損 失		78,229
営 業 外 収 益		63
営 業 外 費 用		57,401
経 常 損 失		135,567
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	17,900	17,900
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 売 却 損	20,870	
課 徴 金	6,000	26,870
税 引 前 当 期 純 損 失		144,537
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,900
当 期 純 損 失		146,437

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年4月1日 残高	591,165	291,165	53,293	344,459	440	△992,804	△992,363	△782	△57,521
事業年度中の変動額									
新株の発行	225,003	225,003		225,003					450,007
当期純損失(△)						△146,437	△146,437		△146,437
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	225,003	225,003	—	225,003	—	△146,437	△146,437	—	303,569
2021年3月31日 残高	816,169	516,169	53,293	569,462	440	△1,139,242	△1,138,801	△782	246,047

	新株予約権	純資産合計
2020年4月1日 残高	1,264	△56,257
事業年度中の変動額		
新株の発行		450,007
当期純損失(△)		△146,437
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,264	△1,264
事業年度中の変動額合計	△1,264	302,304
2021年3月31日 残高	—	246,047

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

個別注記表

(1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで8期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

飲料事業及び珍味事業においては、ブランド露出拡大、新商品の投入や既存商品の刷新、新規取扱先の開拓を継続して行うほか、他社との協業によるダイバーシティの促進等による営業活動の改善、資本・業務提携を締結したベジタリア株式会社との商品開発や営業展開における協業等により事業採算の改善を図ってまいります。

加えて珍味事業においては、中国国内市場向けのビーフジャーキーが2021年4月から販売開始したことや、第三者割当増資の引受先や新任取締役候補者とのコネクションを活かした事業活動を行ってまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

(2) 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法

- ・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

① 繰延資産の会計処理は、支出時に費用処理する方法を採用しております。

（追加情報）

従来は株式交付費を新株予約権の権利行使期間で定額法により償却しておりましたが、当事業年度においては、支出時に全額費用処理しております。これは、当事業年度の株式交付においては新株予約権の発行が行われず、将来の期間に効果が及ばないと考えているためです。

なお、当事業年度の株式交付費は37,212千円で営業外費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（3）「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（4）会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

投資有価証券（時価のない有価証券） 100,000千円

(5) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 235,267千円
2. 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。
前渡金 57,742千円

(6) 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
仕入高 117,766千円

(7) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,779	—	—	1,779

(8) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

賞与引当金	601千円
見越販売促進費	1,200千円
未払事業税	1,124千円
減損損失	30,171千円
関係会社株式評価損	93,697千円
関係会社出資金評価損	28,245千円
関係会社事業損失引当金	37,662千円
繰越欠損金	151,779千円
繰延税金資産小計	344,483千円
評価性引当額	△344,483千円
繰延税金資産合計	— 千円

(9) 関連当事者に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	石垣 裕義	-	当社代表取締役会長	(被所有)直接9.9	-	-	当社借入の被債務保証	121,964	-	-
							資金の借入	25,000	役員	-
							借入の返済	20,000	短期	19,100
							債務の免除	17,900	借入金	-
役員及びその近親者	石垣 靖子	-	無職	(被所有)直接3.0	-	-	当社借入に対する担保の被提供	88,489	-	-
子会社の役員	櫻井 寛	-	株式会社エムアンドオペレーション代表取締役	-	-	関係会社株式の譲渡	譲渡代金(注)3	27,245	-	-
							譲渡損(注)3	20,870	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
2. 石垣裕義からの借入金については、利息の支払いは行っておりません。
3. 関係会社株式の譲渡価額は対象会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しております。なお、連結損益計算書においては連結調整により譲渡益20,881千円が特別利益に計上されております。
4. 株式会社エムアンドオペレーションは当事業年度末時点においては、当社の子会社ではありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	食品製造業	直接100.0	生産子会社	仕入	117,766	前渡金	57,742

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

(10) 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 21円52銭
- (2) 1株当たり当期純損失 20円62銭

(11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤 泰一 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷 隆太郎 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石垣食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度まで8期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤泰一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸谷隆太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで8期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

石垣食品株式会社 監査等委員会
監査等委員 大 倉 宏 治 ㊞
監査等委員 砂 越 豊 ㊞
監査等委員 早 船 光 昭 ㊞

(注) 1. 監査等委員砂越豊及び早船光昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第64期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号
ベルサール九段 4階 Room 4
(住友不動産九段ビル)



東京メトロ半蔵門線、都営新宿線
九段下駅 5番出口より徒歩5分

東京メトロ東西線
九段下駅 7番出口より徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので
ご了承下さいますようお願い申し上げます。